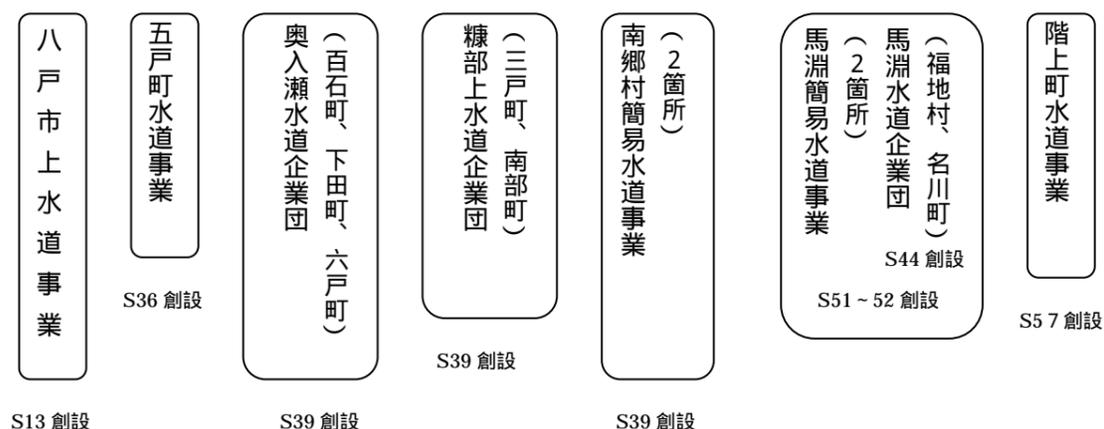


事例 1 八戸圏域水道企業団（青森県）

- 1 事業体の概要 給水人口 337 千人
 職員数 186 人
 計画 1 日最大給水量 176 千³m/日

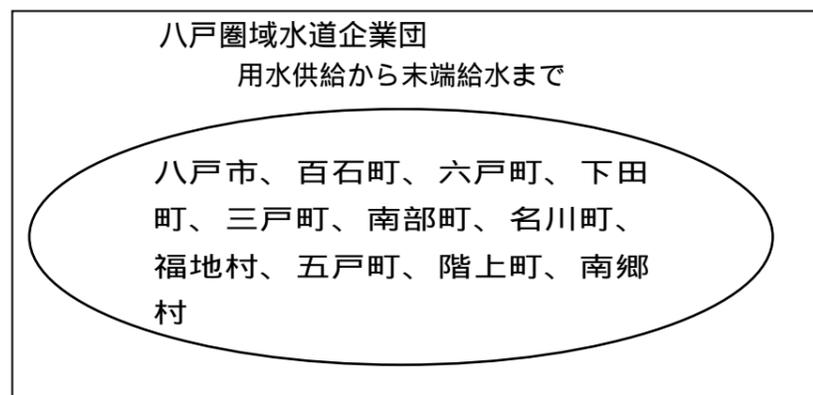
2 統合の流れ

統合・広域化前の八戸地域における水道事業
 昭和 5 0 年代まで、3 水道 3 企業団 4 簡易水道により給水



八戸圏域水道企業団の設立

- ・昭和 6 1 年 1 月設立。同年 3 月事業認可
- ・八戸市をはじめとする 1 市 8 町 2 村が、従来の水道事業を統合し、新たに「八戸圏域水道企業団」を設立し水源の共同開発と合理的な経営を図る。
- ・構成市町村：1 市 8 町 2 村（八戸市、百石町、六戸町、下田町、三戸町、南部町、名川町、福地村、五戸町、階上町、南郷村）



3 統合の経緯

昭和 3 0 年代から 5 0 年代にかけて、八戸圏域は、3 水道 3 企業団 4 簡水が整備されてきたが、農業水利権との調整、地下水位の低下、水質の悪化等の問題が生じており、また、増大する水需要に対応するために、個々の市町村が単独で水源を確保することは技術的・財政的に極めて困難な状況になってきた。

昭和 5 0 年の厚生省広域水道圏計画基本方針調査で八戸圏域がモデル調査地域に指定された後、昭和 5 4 年には「青森県水道整備基本構想」が策定された。こうしたことを背景に、塩素の共同購入・緊急時相互応援体制の整備・水質検査体制の整備・維持管理の有機的な一体化等を進めていった。

昭和 6 0 年に青森県より八戸圏域広域的整備計画が提示され、当圏域内の 1 1 市町村のそれぞれの既存水道事業を統合し、広域的水道事業によることとされた。

昭和 6 1 年に八戸圏域水道企業団が設立許可され、事業開始した。

4 統合のメリット・デメリット（日本水道協会「広域水道事例集」(H12.12)から抜粋）

項目	メリット	デメリット
水源の共同開発	構成市町村単独での水源開発が困難なとき、重複投資することなく安定的かつ長期的水源を国庫補助の導入により確保することが可能となる。	ダム共同開発の大幅な遅れによる、建設コストの上昇及びこのことに伴う構成市町村の出資金の負担増の発生。
未普及地域の解消	国庫補助の導入により計画的な路線整備が促進され、未普及地域の解消対策の強化が図られる。	未普及地域が解消される反面、不採算路線が発生し、投資効果が薄く、水道事業経営を圧迫する要因となる。
水道施設の整備	広域化に伴い圏域全体の水道施設を統廃合することにより、水道施設の有機的統一化が図られ、また、施設の管理水準の高度化が促進される。	町村のパイプ等水道施設が脆弱であるため、その改良工事に多大な費用を要し、結果的に水道料金の高騰化を招く恐れがある。
料金の平準化	統一料金の設定により、構成市町村間の料金の格差是正が図られ、同時に給水サービスの均一化が容易となる。	水道料金の平準化により、一部地域の住民から水道料金が高くなったという苦情の発生。
経営基盤の強化	統一料金の設定により、事業の収支の均衡が図られ、円滑な給水サービス体制が確立される。	市町村からは、国庫補助に対応した出資金があるが、従来の一般会計からの財政援助は得られない。

事例 2 佐賀東部水道企業団（佐賀県）

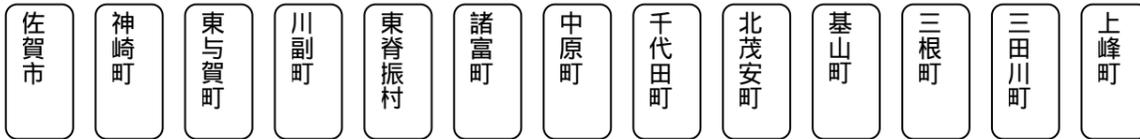
- 1 事業体の概要 給水人口 126 千人
職員数 59 人
計画 1 日最大給水量 55 千 m³/日

2 統合化の流れ

広域化前の佐賀県東部地域の水道事業

昭和 40 年代まで 1 市 11 町 1 村により各市町村が水道事業を運営

（水源：地下水）



佐賀東部水道企業団の設立、用水供給事業の創始

佐賀東部水道企業団（**用水供給事業**）
昭和 50 年 4 月 設立（1 市 11 町 1 村）
昭和 51 年 8 月 用水供給事業認可

水道事業の展開

佐賀東部水道企業団 昭和 56 年 1 月
↓
水道事業認可
（水道事業）
神崎町、三田川町、三根町、中原町、北茂安町、
東脊振村、上峰町（7 町村）

用水供給事業開始

佐賀東部水道企業団 昭和 60 年 2 月
↓
用水供給一部開始
（用水供給事業 + 水道事業）
神崎町、三田川町、東脊振村、中原町、北茂安町、
三根町、上峰町（7 町村）

（用水供給事業）

千代田町

残りの 5 町の水道事業を統合

佐賀東部水道企業団 平成 6 年 4 月
↓
残り 5 町の水道事業統合
（用水供給事業 + 水道事業）
（諸富町、川副町、東与賀町、神崎町、
千代田町、三田川町、東脊振村、基山町、中原町、
北茂安町、三根町、上峰町）（12 町村）

（用水供給事業）

佐賀市

3 統合の経緯

佐賀東部地区においては、従来から水源のほとんどを地下水に依存してきたが、過剰揚水による地盤沈下や水量不足、水質の悪化等の諸問題から新たな水源の確保の必要性にせまられた。

そこで用水供給事業を目的として筑後川に水源を求め、昭和 50 年に一部事務組合方式の佐賀東部水道企業団が設立された。

筑後大堰の建設の遅れ等で用水供給事業の一部供用が遅れた。また、一部の受水市町村においては、技術者の確保や財源等の問題から施設整備が進まなかったことから、これら 7 町村の水道事業を統合し、企業団が経営することとなった。

昭和 60 年に一部地域への供用を開始し、平成 7 年度までに関係町村すべてへの供用が終了した。

4 統合のメリット・デメリット（日本水道協会「広域水道事例集」(H12.12)より抜粋）

項目	メリット	デメリット
水源の共同開発	1)共同開発により安定的で長期的な計画の策定が可能となり、重複投資の回避ができた。 2)当初、料金制度については市町村毎の水利権量を基礎とする責任水量制としていたが、域内の水源水量を一元的なものとする協定水量制料金に改めたことから水の相互運用が可能となった。	水源開発の大規模化と長期化による先行投資の増大及び既存水源の抑制。
未普及地域の解消	安定水源の確保と計画的な管網整備による未普及地域の解消が可能となり、社会的な公平の確保が図られた。	不採算地域への給水に伴う費用の増大。
水道施設の整備	広域化により重複投資の回避ができ、計画的、効率的な施設整備が図れた。	既存の施設が脆弱であったため、建設費、改良費が増大。
料金の平準化	経営の一元化及び効率化による料金抑制に伴い、格差料金是正の環境が整い、平成 7 年に水道事業 12 町村の料金統一を実施した。	
経営基盤の強化	投資効率のアップによる経営の安定、専門技術者の確保による施設管理水準の高度化、業務の効率的運営等が図れた。	先行投資的費用、維持管理費用増加。

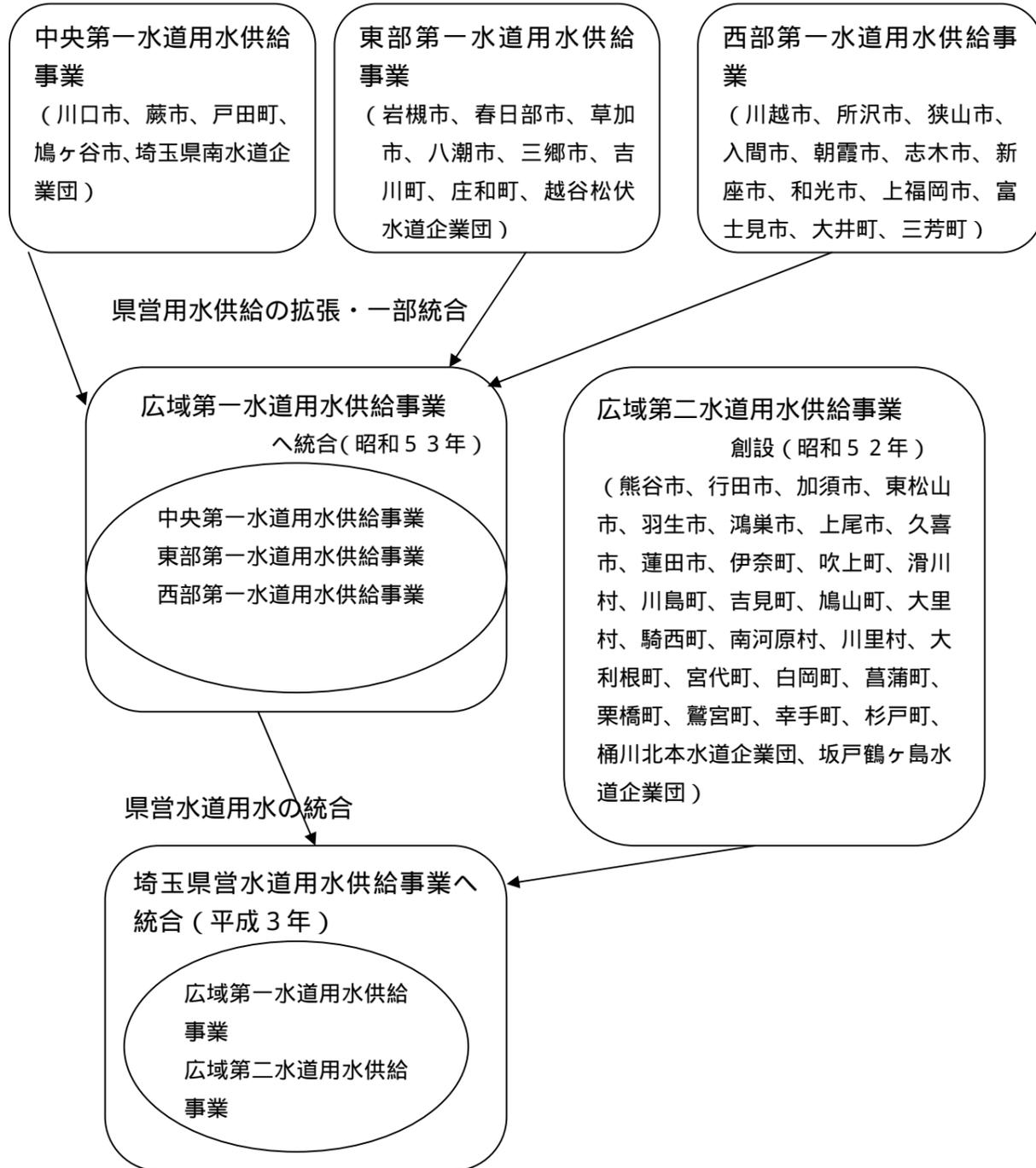
事例3 埼玉県企業局

- 1 事業体の概要 給水人口 6,910 千人
 職員数 351 人（水道事業職員）
 計画1日最大給水量 2,443 千 m³/日

2 統合の流れ

県営用水供給事業の創設

昭和40年代以降、県営で、中央第一、東部第一、西部第一の各水道用水供給事業を創設



3 統合の経緯

昭和30年代より飛躍的な水需要の伸びが地下水の過剰な汲み上げをもたらし、県は地盤沈下の抑止と地下水源保全のための施策を迫られた。

県は河川表流水利用による水道用水供給事業に踏み出し、昭和40年代より中央第一、東部第一、西部第一及び広域第二と順次水道用水供給を展開した。

その後さらに水需要が増大し水利権確保が必要となったが、それぞれの水道用水供給事業が別々に暫定水利権を取得してこれに対処していく状態を余儀なくされていた。また、建設年次の相違から生ずる給水料金の事業間格差の問題が顕在化した。

そこで昭和53年に、県は、施設の高度利用、水源の効率的運用、給水料金の均一化を目的として中央第一、東部第一及び西部第一の用水供給事業の既設の送水管を連絡管で結び、3事業を統合（広域第一）した。

さらに、平成3年に水道施設の合理的運用と水道用水の安定供給の確保を目的に広域第一と広域第二の事業統合を行い、用水供給事業を一本化した。

4 統合のメリット・デメリット

* 日本水道協会「広域水道事例集」(H12.12)・「埼玉水道長期ビジョン」から抜粋

項目	メリット	デメリット
水源の共同開発	水源開発の一元化により、水利権を計画的に取得でき、効率的な配分を受けられることができる。	水道を一元化したことにより、渇水時期等の異常時での影響が拡大する。(危機の分散)
未普及地域の解消	水源の一元化により、早期に水利権の確保ができることにより、水の効率的配分、重複投資の排除等が可能となる。	建設地域の違いにより、一時的に料金格差が生じる恐れがある。
水道施設の整備	広域化することにより、緊急時に相互融通ができ、また送水コントロールをすることで安定した水運用が可能となる。	広域化させるには、それに伴った施設が必要になり、建設費用がかかる。また、管理区域の拡大によって、緊急時の迅速な対応が難しくなる。
料金の平準化	1)料金の地域間格差が解消され、料金面でサービスの均質化が図られる。 2)料金の低廉化が可能となる場合もある。	地域によって建設費用が異なる場合、料金を平準化すると費用負担が公平でなくなる恐れがある。
経営基盤の強化	1) 大規模化により事業効率の向上 2) 財政基盤の強化による施設整備能力の充実	需要の少ない地域への給水コストがかかる。
その他	広域化に伴い財政面でも規模拡大のメリットを受け、高度浄水処理の導入など高額な投資を行うことが可能となる。	

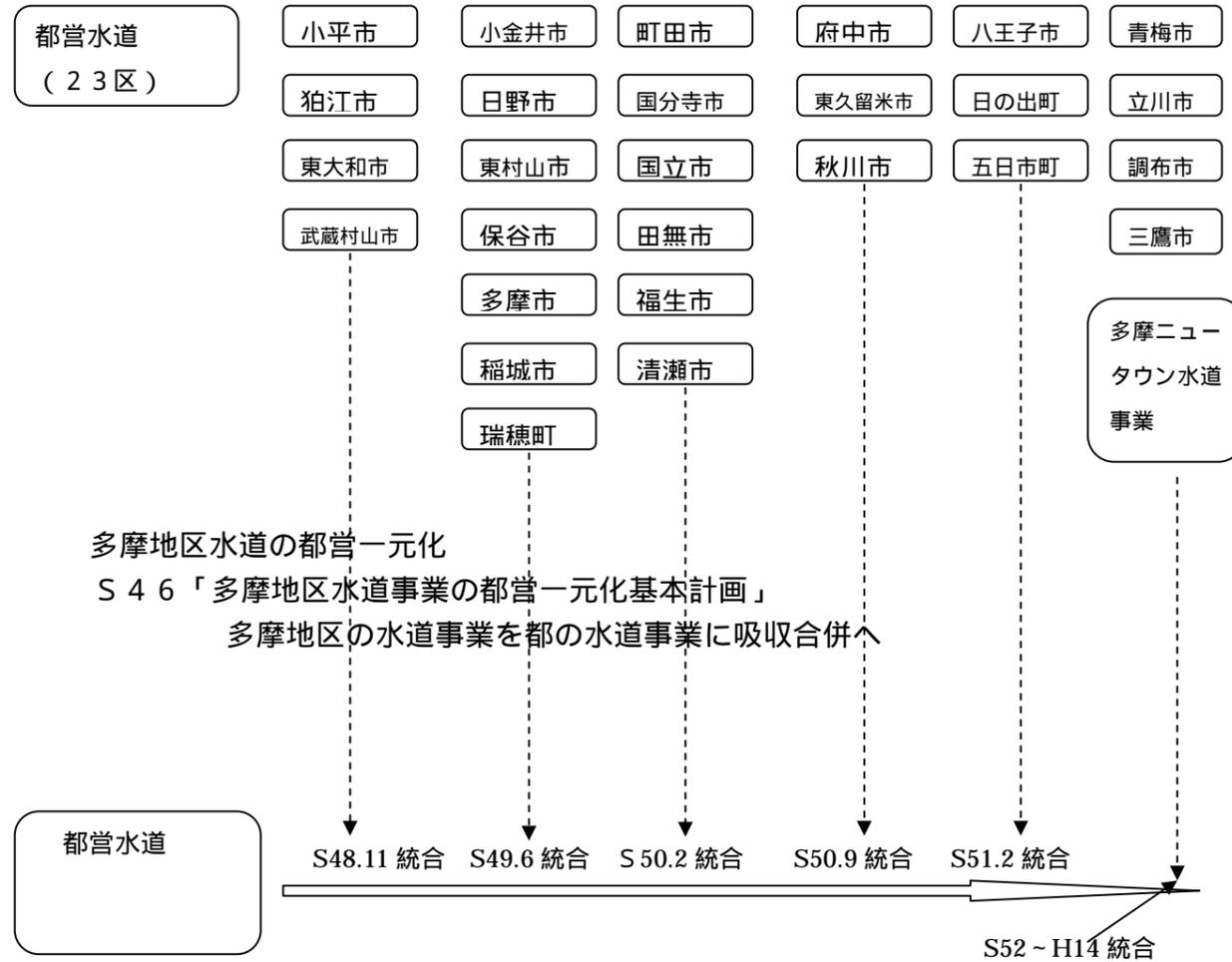
事例4 東京都水道局

- 1 事業体の概要 給水人口 12,000 千人
 職員数 5,315 人
 計画1日最大給水量 6,000 千 m³/日

2 統合の流れ

統合前

都が経営する23区の水道と多摩地区の各市町村が行う水道事業の併存状況



事務委託の解消

H15 「多摩地区水道経営改善基本計画」
 多摩地区の水道事業の事務委託を解消へ

3 統合の経緯

多摩地区においては昭和30年頃から急速に都市化が進み、水源の確保や料金・普及率格差などの是正について強い要望があり、都が三多摩地区の水道事業を吸収合併し、区部水道事業とともに一元的に経営することによって格差を解消していくこととなった。

昭和46年に都が「多摩地区水道事業の都営一元化計画」を発表し、この計画に基づき、各市町からの統合の申出に応じ個別協議を進めてきた結果、現在、計画対象28市町のうち25市町の水道事業が都営水道に統合されている。

統合された市町の水道業務のうち、都民に身近な業務(水道料金の徴収・小規模水道施設の維持管理等)は都水道局からその市町に事務委託されているため、市町域にとらわれない利用者サービスの展開が困難になっている。そこで、平成15年に「多摩地区水道経営改善基本計画」が策定されて市町に対する事務委託の解消を図ることとし、現在一部の市町については既に解消され、今後も順次事務委託の解消が図られることとなっている。

4 統合の効果 (東京水道経営プラン2004

経営プラン2004の概要 1 主要施策

「多摩地区水道の広域的経営」より抜粋)

項目		内容
お客様サービスの向上	お客様センターの開設	受付業務や問い合わせ対応等を集中化した総合的な受付センターを開設
	サービスステーションの設置	事務委託の解消にあわせ、お客さま対応の窓口であるサービスステーションを設置
	多摩水道料金等ネットワークシステムの導入	最新情報に基づいた迅速なお客さま対応を行うため、新たな徴収システムを導入
給水安定性の向上	広域的施設整備の推進	地形特性や需要動向に合わせた広域的な施設整備を推進し、市町域を越えたバックアップ機能を強化
	広域的運用体制の確立	施設管理の一元化及び運転管理の集中化を推進
	事故時等における体制強化	施設管理拠点の設置により、事故時等の即応体制を強化
効率的な事業運営	事業運営の統合化	各市町の事業運営を統合することにより簡素で効率的な執行体制を構築
	民間委託の推進	柔軟で効率的な事業運営を行うため、市町から移行される業務について包括的な民間委託を実施